



図5 人工衛星の管理に係る許可に関する各種申請フロー (2/2)

2.3. 申請書等に関する使用言語

【申請書等に関する使用言語】

規則第三十七条（書面の用語等）

この府令に規定する申請書及び届出書は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

2 この府令に規定する申請書及び届出書に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。

3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合は、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者は様式第1、人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けようとする者は様式第9、打上げ施設の適合認定を受けようとする者は様式第13、人工衛星の管理に係る許可を受けようとする者は様式第17の申請書に、必要な書類を添付して提出する必要があります。

各申請書の記載事項及び記載要領は3.1.1項、4.1.1項、5.1.1項及び6.1.1項に、必要な添付書類については3.1.2項、4.1.2項、5.1.2項及び6.1.2項に示しています。申請書の記載例については第7章を参照してください。

なお、申請書は日本語で作成する必要がありますが、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができます。また、申請書の添付書類については、日本語又は英語で記載されたものに限ります。英語の場合は日本語による翻訳文を添付してください。特別の事情で申請書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することも可能です。

3. 人工衛星等の打上げに係る許可関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第四条（許可）

国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第五条（人工衛星等の打上げに係る許可の申請等）

法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

人工衛星等の打上げに係る許可を受けたならば、その旨の通知が行われ、人工衛星等の打上げ許可証が交付されます。当該許可証の交付を郵送にて希望する場合は、日本産業規格 A4 が入る返信用封筒に郵送先を記載し、簡易書留に必要な切手を貼付けた上で、事前に事務局に提出してください。なお、当該許可証は、偽造等を防止するため、ウェブサイト等による公開はしないでください。

また、許可を受けた場合であっても、損害賠償担保措置を講じていなければ、人工衛星等の打上げを行ってはなりません。損害賠償担保措置については、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律に基づく第三者損害賠償制度に関するガイドライン」を参照してください。

3.1. 許可申請書

3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1）を提出してください。

なお、他機関へ提出している書類等に以下の内容が記載されている場合は、該当箇所を示すことで当該書類を添付書類として活用することも可能です。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号
- ③ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号
- ④ ロケット打上げ計画
- ⑤ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- ⑥ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法
- ⑦ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名（申請者が法人の場合）
- ⑦⑧ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う使用人の氏名
- ⑧⑨ 法第五条に定める欠格事由の該当有無

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

- 人工衛星等の打上げを行おうとする者が個人の場合：
 - ・住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。
 - ・外国人の場合は、当該外国政府の発行した書類やこれに準ずる書類に記載された住所及び氏名を記載してください。
- 人工衛星等の打上げを行おうとする者が法人の場合：
 - ・登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。
 - ・外国法人の場合は、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

連絡先については、郵便物の受け取りが可能な、住所、氏名 ~~又は~~ 法人名、担当部署、担当者名等 に加え、電話番号及び電子メールアドレス を記載してください。 なお、連絡先については 3.3. 項の変更手続きの対象外です。

② 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号

人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定を受けたロケットでない場合は、様式第 1 の別紙 1 に人工衛星の打上げ用ロケットの設計を記載してください。

型式認定を受けたロケットを用いる場合は、型式認定番号を記載してください。この場合

において、様式第 1 の別紙 1 を提出する必要はありません。

③ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号

打上げ施設の適合認定を受けた打上げ施設でない場合は、様式第 1 の別紙 2 に打上げ施設の場所、構造及び設備を記載してください。

適合認定を受けた打上げ施設を用いる場合は、適合認定番号を記載してください。この場合において、様式第 1 の別紙 2 を添付する必要はありません。

④ ロケット打上げ計画

「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」第 6 章を参考として、様式第 1 の別紙 3 に必要事項を記載してください。

⑤ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号

・ 「ロケットの型式」

ロケットの型式とは、機体形態の違い（補助ブースターの有無等）を考慮しない、ロケットの型式を指す名称をいいます。

例えば、現行のロケットでは、H-IIA ロケット、イプシロンロケット等がロケットの型式にあたります。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称である必要があります。

・ 「機体の名称」

機体の名称とは、機体形態の別により異なる名称のことを指します。

例えば、H-IIA ロケットでは、H2A202 型、H2A204 型等が機体の名称にあたります。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらない名称である必要があります。

・ 「号機番号」

号機番号には、同一型式のロケットに対して、重複がないよう番号やアルファベット等を付与してください。

⑥ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の名称、利用の目的及び方法

・ 「人工衛星の数」

人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定している人工衛星の数を記載してください。

なお、直接分離する人工衛星だけでなく、直接分離する人工衛星から間接的な手段により放出される人工衛星についても示してください。例えば直接分離する人工衛星によって輸送され、国際宇宙ステーションから放出される小型人工衛星はこれに相当します。

・ 「人工衛星の名称」

人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定しているそれぞれの人工衛星の名称を記載してください。

なお、公序良俗に反さない名称や商標権の侵害にあたらぬ名称である必要があります。

・ 「利用の目的及び方法」

本マニュアル 6.1.1 項⑤を参照し、人工衛星の打上げ用ロケットに搭載を予定しているそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法を記載してください。

なお、申請時点ではダミーマスへの置き換えが想定される場合、あらかじめその旨を記載し、置き換えが確定した際には届出を行ってください。あらかじめ記載せずにダミーマスへの置き換えが生じる場合には、変更の許可を受ける必要があります。

⑦ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名（申請者が法人の場合）

役員又は使用人の住民票に記載された氏名を記載してください申請者が個人の場合は記載不要です。

申請者が法人の場合には、役員及び使用人の住民票に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であって、人工衛星等の打上げに係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます（規則第6条）。例えば、打上げ業務を所管する部門の長などが該当します。

⑧ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う使用人の氏名

使用人の住民票に記載された氏名を記載してください。

なお、使用人とは、申請者の使用人であって、人工衛星等の打上げに係る業務に関する権

限及び責任を有する者をいいます（規則第6条）。例えば、打上げ業務を所管する部門の長などが該当します。

⑨ 法第五条に定める欠格事由の該当有無

以下のいずれかに該当する者は、人工衛星等の打上げに係る許可を受けることができません。チェック欄に該当の有無をチェックしてください。

法第五条（欠格事由）

次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 二 第十二条（許可の取消し）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 成年被後見人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの
- 四 法人であって、その業務を行う役員又は内閣府令で定める使用人のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 個人であって、その内閣府令で定める使用人のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

規則第五条の二（心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者）

法第五条第三号の内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により人工衛星等の打上げを適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者とする。

3.1.2. 添付書類

人工衛星等の打上げに係る許可を受けようとする場合、3.1.1項に示す申請書に、以下に示す書類を添えて提出する必要があります（規則第5条第2項）。

- 型式認定あり、かつ、適合認定ありの場合
 - ~~I 申請者に係る書類該当書類無し~~
- 型式認定あり、かつ、適合認定なしの場合
 - I 申請者に係る書類
 - II 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類
- 型式認定なし、かつ、適合認定なしの場合
 - I 申請者に係る書類
 - II 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類
 - III 型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットに必要な書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

~~I 申請者に係る書類~~

- ~~○ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類~~
 - ~~1) 住民票の写し又はこれに代わる書類~~

~~本籍の記載のあるものに限ります。外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限ります。~~
 - ~~2) 使用人に係る次に掲げる書類~~

~~住民票の写し又はこれに代わる書類~~
- ~~○ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類~~
 - ~~1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの~~

~~外国法人においては、当該外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準ずるもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。~~
 - ~~2) 法第5条第4号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類~~

~~住民票の写し又はこれに代わる書類~~

I Ⅱ 適合認定を受けていない打上げ施設に必要な書類

- 1) 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類
本マニュアル 5.1.2 項②を参照してください。
- 2) 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類（打上げ施設関係）
本マニュアル 5.1.1 項⑥を参照してください。
- 3) 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件及びその条件に適合していることを明らかにする書類（打上げ施設関係）
本マニュアル 5.1.2 項③を参照してください。

II Ⅲ 型式認定を受けていない人工衛星の打上げ用ロケットに必要な書類

- 1) 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類
本マニュアル 4.1.2 項②を参照してください。
- 2) 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を記載した書類（ロケット関係）
本マニュアル 4.1.1 項③を参照してください。
- 3) 人工衛星の打上げ用ロケットと打上げ施設の適合性を確保する技術的条件を記載した書類（ロケット関係）
本マニュアル 4.1.1 項④を参照してください。
- 4) 人工衛星の打上げ用ロケットの飛行実績又は試験結果を記載した書類
本マニュアル 4.1.2 項③を参照してください。
- 5) 人工衛星の打上げ用ロケットの信頼性の評価結果を記載した書類
本マニュアル 4.1.2 項④を参照してください。
- 6) 人工衛星の打上げ用ロケットが設計に合致していることの確認方法を記載した書類
本マニュアル 4.1.2 項⑤を参照してください。

3.2. 宇宙物体登録の届出

人工衛星等の打上げを終えた後、打上げ実施者であった者は、上段部や衛星支持構造物等を軌道投入到した場合は宇宙物体登録の手続きが必要です。詳細は「宇宙物体登録に係る届出マニュアル」を参照してください。

3.2.3.3. 許可の変更関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第七条（変更の許可等）

第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があった場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変更があった場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

規則第九条（変更の許可の申請等）

打上げ実施者は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三による申請書に、第五条第二項第二号及び第三号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る同条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出し、その変更の許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の変更の許可をしたときは、打上げ実施者に対し、その旨を通知するとともに、当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証を返納させた上で、様式第二による許可証を再交付するものとする。
- 3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、法第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないものとする。
- 4 打上げ実施者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該人工衛星等の打上げに係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

申請書類に記載した内容に変更が生じる場合は、変更する項目や変更の程度に応じて以下の変更の許可の申請又は届出のいずれかを行う必要があります。許可の申請、届出の対象や具体的な例については、「人工衛星等の打上げに係る許可に関するガイドライン」第7章を参照してください。

3.2.1.3.3.1. 変更の許可の申請

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするときは、実質的な変更を伴わないものを除き、変更の許可の申請が必要です。

- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの設計又は型式認定番号
- ・ 打上げ施設の場所、構造及び設備又は適合認定番号
- ・ ロケット打上げ計画
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

変更の許可の申請には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第9条第1項)。

- 1) 変更の許可申請書
- 2) 当該変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

- 1) 変更の許可申請書

変更に係る事項を記載した申請書(様式第3)を提出してください。

- 2) 当該変更事項に係る書類

3.1.2項 I-II及びII-IIIの各書類のうち、当該変更事項に係る書類を提出してください。

- 3) 許可証の写し

交付された人工衛星等の打上げ許可証の写しを提出してください。

変更の許可がなされたならば、その旨の通知が行われます。その場合は、新たな許可証が再交付されますので、既に交付された許可証を返納してください。

3.2.2.3.3.2. 変更の届出

次の事項のうち、いずれかを変更しようとするたときは、変更の届出が必要です。

- ・ 打上げ実施者の氏名又は名称及び住所
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットの型式、機体の名称及び号機番号
- ・ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の名称
- ・ 人工衛星等の打上げに係る業務を行う役員又は使用人の氏名
- ・ 法第5条に定める欠格事由の該当有無
- ・ 3.3.1項の許可の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの

変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります(規則第9条第4項)。

- 1) 変更届出書
- 2) 変更事項に係る書類
- 3) 許可証の写し

- 1) 変更届出書

変更に係る事項を記載した届出書（様式第4）を提出してください。

- 2) 変更事項に係る書類

3.1.2 項 I ~~及び~~ II ~~及び~~ III の各書類のうち、変更事項に係る書類を提出してください。

- 3) 許可証の写し

交付された人工衛星等の打上げ許可証の写しを提出してください。

変更の届出の場合は、新たな許可証は再交付されませんので、既に交付された許可証の返納は不要です。

3.3.3.4. 承継関係

【人工衛星等の打上げに係る許可等】

法第十条（承継）

打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条（第三号（ロケット打上げ計画を実行する能力に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失う。

規則第十条（打上げ実施者の地位の承継の認可の申請）

法第十条第一項の認可を受けようとする者は、様式第五による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 法第十条第三項の認可を受けようとする者は、様式第七による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第五条第四項の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

承継の認可を受け、ロケット打上げ計画（ロケット打上げ計画を実行する体制を除く。）

に変更が生じる場合においては、変更の許可の申請又は届出が必要です。

3.3.1.3.4.1. 譲渡

打上げ実施者が人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第10条第1項）。

- 1) 認可申請書（様式第五）
- ~~2) 譲受人に係る規則第五条第二項第一号に掲げる書類（申請者に係る書類）~~
- 3) 2) 譲受人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- ~~4) 3) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し~~
- 5) 4) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- ~~6) 5) 許可証の写し~~

3.3.2.3.4.2. 合併

打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に人工衛星等の打上げに係る事業の承継を行おうとする場合は、以下に示す書類を提出する必要があります（規則第10条第2項）。

- 1) 認可申請書（様式第六）
- 2) 合併の方法及び条件が記載された書類
- ~~3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る規則第五条第二項第一号ロに掲げる書類（申請者に係る書類）~~
- 4) 3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有していることを明らかにする書類（ロケット打上げ計画を実行する体制に係る書類）
- ~~5) 4) 合併契約書の写し及び合併比率説明書~~
- 6) 5) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- ~~7) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の~~